

特定非営利活動法人 相模原市サッカー協会

加盟団体規程

(定義)

第1条 加盟団体は、本協会の制定した諸規程に基づきサッカー競技を行う団体であって、本規程に定めるところに従い本協会に加盟した団体をいう。

(種別)

第2条 加盟団体の種別は、次の各号の通りとする。

- (1) 社会人：15歳以上の選手により構成された団体、但し、中学校在学中の選手は除く
- (2) U-15：12歳～15歳以下の選手により構成された団体。但し、中学生年代の選手に限る。
- (3) 少年：12歳未満の選手により構成された団体、但し、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (4) 女子：女子の選手により構成された団体
- (5) シニア：36歳以上の選手により構成された団体
- (6) U-18：18歳以下の選手により構成された団体、高校生年代選手に限る。

(加盟登録)

第3条 本協会に加盟登録しようとする団体は、登録申請をする。

また、新規加盟登録チームは理事会の承認を得なければならない。

- 2 加盟チームは、加盟団体規定の定めるところにより、本協会への団体登録、個人登録を行わなければならない。
- 3 本協会に登録された選手に限り公式戦に出場することができ、未登録の選手を公式戦に出場させてはならない。

(重複登録の禁止)

第4条 選手は、2つ以上の加盟チームに同時に登録することはできない。

ただし、シニア、社会人については大会要項に準ずる

(登録条件)

第5条 加盟団体の登録要件は、原則として相模原市内に本拠地を置く団体とする。

2. 当該団体に登録する選手は原則として相模原市内に在住、在学または在勤する選手がチーム構成員の2分の1以上とする。
3. 選手は、本協会の同じ種別の複数の加盟団体に登録するこちは出来ない。

(加盟登録の手続き)

- 第6条 加盟団体は、毎年3月末日までに、登録申請をしなければならない。
2. 加盟登録は、第1項所定の申請が本協会事務局に到達したときに効力を発生する。但し、内容に不当または不備が発見されたときはこの限りではない。
 3. 本協会主催の競技会に参加しようとする団体については、第1項及び第2項の規程に拘らず、その競技会の開始期日までに加盟登録が完了していなければならない。
- ただし、U-15・U-18は4月末日までに登録申請をしなければならない。

(加盟団体の権利及び義務)

- 第7条 加盟団体は、本協会種別委員会の運営に関し、本協会が主催並びに主管する競技会に参加すること。
2. 加盟団体は、本規程第9条第2項の定める登録費を納入すること。

(代表チームへの参加義務)

- 第8条 加盟団体は、所属選手が本協会により代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。但し、生涯または疾病の為、若しくは正当な理由により、本協会の招聘に応じることができない選手は除く。

(加盟団体に対する処分)

- 第9条 加盟団体又はこれに所属する登録選手が、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、その加盟団体及び選手は、別に定める懲罰規程により懲罰を科せられるものとする。

(登録費)

- 第10条 加盟団体は、毎年3月末日までに登録費を本協会に納付しなければならない。ただし、U-15・U-18は4月末日までに納付しなければならない。
2. 登録費の金額は、次の各号の金額とする。

(1)	社会人加盟団体	10.000円
(2)	中学加盟団体	7.000円
(3)	少年加盟団体	6.000円
(4)	シニア加盟団体	8.000円
(5)	女子加盟団体	6.000円
(6)	U-18加盟団体	7.000円

(登録年度)

第11条 登録の有効期間は、4月1日～翌年3月31日までの1年間（以下登録年度という）とする。

2. 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切を含むについては、原則として当該登録を行った日に属する登録年度が終了するまで有効とする。
3. 選手は、同期間中に同じ市内大会（リーグ戦は除く）において2チーム以上のために公式戦に出場してはならない。

(抹消・移籍)

第12条 本協会の加盟チームとの間における選手の移籍の関して定める。

(移籍の定義)

第13条 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、別のチーム（以下「移籍チーム」という）に所属変更することをいう。

(移籍手続き)

第14条 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本協会の承認を得なければならない。

(公式戦への出場資格)

第15条 本規則に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日から公式戦に出場することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、選手の公式戦への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。

(規則違反)

第16条 選手または加盟チームが本規則に違反した場合の処分は、懲罰規定に従う。

附則 この規程は、平成20年2月1日より施行する。

2. この規程は、平成27年3月4日より施行する。
3. この規程は、令和4年12月4日より施行する。